

■第 426 回食品安全委員会

日時:平成 24 年 4 月 5 日(木)14:00~15:15

傍聴者:16 名

議事概要:

(1)米国における食肉処理施設の定期査察結果について

- ・厚生労働省及び農林水産省からの説明。

(2)食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正
- ・農林水産省からの説明。
- ・食品安全基本法第 11 条第 1 項第 1 号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当することが確認された。

(3)食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

(ア)添加物 5 品目(1)及び(2)は説明事項の変更)

- 1)酢酸カルシウム 2)酸化カルシウム
- 3)アドバンテーム 4)ひまわりレシチン
- 5)亜塩素酸水

- ・厚生労働省及び担当委員の長尾委員からの説明。
- ・亜塩素酸水については、本添加物に混入する可能性のある臭素酸について、平成 20 年 11 月に清涼飲料水中の臭素酸に係る食品健康影響評価を行っており、その審議を行った化学物質・汚染物質専門調査会からも専門委員を呼び、その意見を聴きながら添加物専門調査会において審議することとなった。

- ・酢酸カルシウム及び酸化カルシウムについては、引き続き添加物専門調査会において審議することとなった。

- ・残り 2 品目についても、添加物専門調査会において審議することとなった。

* 1) 欧米では、一般食品に対して pH 調整剤、安定化剤等として使用が認められています。食品添加物の指定及び規格基準の設定が申請されています。

* 2) 欧米では、一般食品への使用が認められています。食品添加物の指定及び規格基準の設定が申請されています。

* 3) 砂糖の約 14000~48000 倍の甘味度を持つ成分の甘味料であると報告されています。食品添加物の指定及び規格基準の設定が申請されています。

* 4) 乳化剤として使用されます。アブラナ・ダイズの種子等から得られたレシチンは、日本国内での使用が認められていますが、本品目は、ひまわりから抽出されたレシチンであり、使用が認められていません。食品添加物の指定及び規格基準の設定が申請されています。

* 5) 殺菌料として使用されます。食品添加物の規格基準の設定が申請されています。

(イ)肥料・飼料等

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の改正(賦形物質等に係る規定の改正)

- ・農林水産省及び担当委員の熊谷委員からの説明。
- ・本件のうちリグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム以外の賦形物質等に係るものは、通常飼料として家畜に給餌されているが、これまで人の健康に及ぼす悪影響が確認されていない物質について化学的操作なく物理的に混合することを認めるものであり、飼料として使用されている実態における人の健康に及ぼす影響が変わるものではないことから、食品安全基本法第 11 条第 1 項第 2 号に該当することが確認された。

- ・「リグノスルホン酸カルシウム及びリグノスルホン酸ナトリウム」については、今後委員会において審議を行い、必要に応じて評価書を改訂することとなった。

(4)プリオン専門調査会における審議結果について

- ・「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓に係る食品健康影響評価[3]（ホンジュラス、ノルウェー）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・担当委員の熊谷委員及び事務局から説明。
- ・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

(5) 食品安全基本法第 24 条の規定に基づく委員会の意見について

1) 動物用医薬品「ラクトフェリン」に係る食品健康影響評価について

・「ラクトフェリンは動物用医薬品として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

2) 動物用医薬品「ラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストラック）」に係る食品健康影響評価について

・「ラクトフェリンを有効成分とする牛の乳房注入剤（マストラック）」については、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

* 1) 2) 牛の分娩直後の乳房炎発生率の低減に用いられる動物用医薬品としての承認申請がされています。

3) 遺伝子組換え食品等「LU11439 株を利用して生産されたリボフラビン」に係る食品健康影響評価について

・『「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』（平成 16 年 3 月 25 日食品安全委員会決定）の第 1 章 総則 第 3 対象となる添加物及び目的に規定される「組換え DNA 技術によって最終的に宿主に導入された DNA が、当該微生物と分類学上の同一の種に属する微生物の DNA のみである場合」に該当することから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

* 栄養強化剤及び着色料として使用される食品添加物です。